

令和6年第11回
箕面市農業委員会総会会議録

令和6年11月19日（火）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和6年11月19日(火)
午後1時30分から午後14時10分まで

2. 出席委員(19名)

1 番	稲垣 恵一	3 番	川上 加津子	4 番	加藤 博一
6 番	稲野 実	7 番	釋 巖	8 番	東浦 有治
9 番	長澤 均	10 番	生田 梨恵	11 番	藤井 照三
12 番	森田 直弘	13 番	中井 正美	14 番	杉本 泰彦
15 番	西尾 正美	16 番	植山 照男	17 番	長澤 陽子
18 番	豊田 茂実	19 番	中久保 明	20 番	西田 清明
21 番	中井 博幸				

3. 欠席委員(2名)

2 番 神代 繁近 5 番 岡沢 聡

4. 会議録署名委員

12 番 森田 直弘 13 番 中井 正美

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室 長	佐治 功	室長補佐	橋本 英樹
参 事	山岸 健史	主 任	辻岡 昌樹		

6. 議事日程

- 第 58 号 議 案 農地法第4条の規定による許可の件
- 第 59 号 議 案 相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件
- 第 60 号 議 案 農用地利用集積計画の作成の件
- 第 61 号 議 案 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画
(一括方式)の作成の件
- 報 告 第 48 号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報 告 第 49 号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報 告 第 50 号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
- 報 告 第 51 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報 告 第 52 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報 告 第 53 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)
- 報 告 第 54 号 専決処理の報告の件
(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)

報告第55号 専決処理の報告の件

(農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定受理)

報告第56号 農地等状況報告の件

令和6年第11回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和6年第11回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 着座にて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 出席状況をご報告いたします。
- 本日は、委員21名中、出席委員は19名です。
- 従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- なお、神代委員、岡沢委員の2名から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、12番 森田委員、13番 中井正美委員さんをお願いします。
- 次に、日程第2、第58号議案農地法第4条の規定による許可の件を議題といたします。
- 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました、第58号議案につきまして、ご説明申し上げます。
- 議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

申請地は白島■■■■■、地目は、台帳、現況共に■■■、面積は■■■■平方メートルです。

申請人は、■■■■■■■■■■氏、転用目的は■■■■■■■■■■、農地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分についてですが、申請地が、水道管などが埋設された幅員4メートル以上の道路の沿道にあり、半径500メートル以内に2つ以上の教育施設があることから、第3種農地となっています。

以上、第58号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、藤井委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

藤井委員 第58号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地の場所は、■■■■■の南西に位置する農地です。

申請者の■■■■■氏が、近隣事業者から要望を受け、■■■■■を整備されようとするものです。

事業者の事務所から近く利便性も高いことから申請地を選定されました。

周辺の状況ですが、北側は■■■、西側は■■■、東側は■■■■■■■■■■、南側は■■■■■となっており、雨水は東側■■■■■■■■■■へ放流されることから周辺の農業経営に影響はないものと思われます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第3、第59号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第59号議案につきまして、ご説明申し

上げます。

議案書 1 ページ、参考資料 3 ページからでございます。

被相続人は 氏、所有面積は 平方メートルです。

相続人の住所は、被相続人と同一で、 氏、生年月日は、
、相続開始年月日は、適用面積は、
平方メートル、被相続人との続柄は、 です。

適用農地につきましては、萱野、地目は台帳、現況ともに
面積は 平方メートル、他 筆、合計 筆で、面積の合計は、
平方メートル、全筆市街化調整区域です。

以上、第 59 号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、杉本委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

杉本委員

第 59 号議案につきまして調査内容をご報告いたします。

申請地は、 の北側に点在する 筆の農地です。

申請人の 氏は、 に、所有者であった
氏を亡くされ、このたび、相続された農地について、引き続き農業経営を
されることから申請されるものです。

氏は、従前から家族とともに農業経営に携わってこられ、耕作に必要な
農機具も完備されていることから、今後も農業経営に努められるものと思いま
す。

なお、これからも耕作する旨の誓約書も提出されておられますので、証明書
の発行には、問題ないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承
認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたしま
す。

次に、日程第 4、第 60 号議案農用地利用集積計画の作成の件を議
題といたします。

本件は、 さんご本人の案件です。

議 長 農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事に参与することができませんので、[]さんには一時退席していただきます。

[] 退席

議 長 本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました第60号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料5ページからでございます。

本件は、箕面市長より農用地利用集積計画の作成について、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき委員会の決定を求められたものです。

申請地は外院[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は、[]平方メートル他[]筆、合計[]筆で、面積の合計は、[]平方メートルです。

借り手は、[]氏、貸し手は、[]氏、設定する利用権の種類は、使用貸借権、設定期間は、告示日から令和11年9月30日までです。

以上、第60号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、森田委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

森田委員 第60号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の南約[]メートルに位置する農地です。貸し手は、[]氏で、この度、借り手の[]氏が、新たに利用権の設定を受け、耕作をされるものです。

[]氏は、西宿や外院の農地を、農地中間管理事業にもとづき、権利設定を受け耕作をしています。申請地においても、問題なく耕作されていくものと思われれます。

本件は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、問題ないものと思われれます。

以上で調査内容の報告を終わります。

議 長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

議 長 ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定することとし、箕面市長あて、回答いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、その旨、箕面市長あて回答することといたします。
審議が終わりましたので、[REDACTED]さんに入室していただきます。

[REDACTED] 入室

議 長 次に、日程第5、第61号議案農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（一括方式）の作成の件を、議題といたします。
本件につきまして事務局の説明を求めます。

事 務 局 ただいま議題となりました第61号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料7ページからでございます。

本件は、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画の作成について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき委員会として要請を行うため、その内容の決定を行うものです。

申請地は、上止々呂美[REDACTED]、地目は、台帳[REDACTED]、現況[REDACTED]、面積は、[REDACTED]平方メートル他[REDACTED]筆、合計[REDACTED]筆、面積の合計は、[REDACTED]平方メートルです。

借り手は、[REDACTED]氏、農地中間管理機構は、大阪市中央区南本町2丁目1番8号、一般財団法人 大阪府みどり公社 理事長 南部 和人氏、貸し手は、[REDACTED]氏です。

設定する権利の種類は、賃借権、設定期間は、令和7年1月1日から令和11年12月31日までの継続案件です。

以上、第61号議案のご説明といたします。

議 長 本件につきまして、中久保委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

中久保委員

第61号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の北東に点在する[]筆の農地です。

貸し手は、[]氏で、現在、申請地におきましては、借り手の[]氏が、農地中間管理事業にもとづき、権利設定を受け耕作をしています。

この度、貸し手と借り手の両者から継続の希望がありましたので、引き続き農地中間管理事業の権利設定を行うものです。

[]氏におかれましては、主に野菜を栽培されており、引き続き耕作をされるものと思われます。

本件の農用地利用集積等促進計画の作成について、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり農用地利用集積等促進計画を決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり決定し、大阪府みどり公社に農用地利用集積等促進計画の作成を要請することといたします。

次に報告案件に移ります。

報告第48号から報告第55号の8件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第6、報告第48号から日程第8、報告第50号はいずれも専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。

それでは日程第6、報告第48号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第48号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は、粟生間谷東[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

届出人は、[]氏、転用目的は、[]となつて

事務局

います。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年10月3日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第48号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

西田委員

報告第48号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の南東約■■■■メートルに位置する農地です。

届出人は、■■■■氏で、このたび、■■■■を建築するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側、西側は■■■■、南側は■■■■、東側は■■■■となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝に放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第7、報告第49号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第49号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は、栗生間谷西■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■氏持ち分■■■■、他■■■■名転用目的は、■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年10月11日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第49号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、長澤均委員さんに調査内容の報告をお願いします。

長澤均委員

報告第49号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■の南東約■■■■メートルに位置する農地です。

届出人は、[]で、このたび、[]を建築するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、南側、西側は[]、東側は[]、北側は[]となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝に放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります

議 長

次に、日程第8、報告第50号を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第50号につきまして、ご説明申し上げます。
議案書3ページ、参考資料は15ページからでございます。

届出地は、稲[]、地目は台帳、現況ともに[]、面積は、[]平方メートルです。

届出人は、[]氏、転用目的は、[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年10月22日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第50号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、杉本委員さんに調査内容の報告をお願いします。

杉本委員

報告第50号につきまして調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北約[]メートルに位置する農地です。

届出人は、[]氏で、このたび、[]を建築するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、東側、北側は[]、西側は[]、南側は[]となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝に放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第9、報告第51号から日程第12、報告第54号はいずれも専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは日程第9、報告第51号を議題といたします。

議 長

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第51号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は17ページからでございます。

届出地は、彩都栗生南■■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は■■平方メートル他■■筆、合計■■筆、面積の合計は■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■■■■■■氏持ち分■■他■■名です。

譲渡人は、■■■■■■■■■■氏、転用目的は■■■■■■■■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年10月3日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第51号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、西田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

西 田 委 員

報告第51号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■■■■■■の北約■■メートルに位置する■■筆の農地です。

譲渡人は、■■■■■■■■■■氏で、譲受人の■■■■■■■■■■が、■■■■■■■■■■を建築するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側、東側は■■■■■■■■■■、西側、南側は■■■■■■■■■■となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第10、報告第52号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第52号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は19ページからでございます。

届出地は、箕面■■■■■■■■■■、地目は、台帳■■、現況■■、面積は、■■平方メートルです。

譲受人は、■■■■■■■■■■氏です。

譲渡人は、■■■■■■■■■■氏、転用目的は、■■■■■■■■■■となつ

ています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年10月11日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第52号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、植山委員さんに調査内容の報告をお願いします。

植山委員

報告第52号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]を建築するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側は[]、西側は[]、東側、南側は[]となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は水路へ放流することから、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第11、報告第53号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました「報告第53号」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は21ページからでございます。

届出地は、西宿[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]
[]氏です。

譲渡人は[]氏、転用目的は、[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年10月23日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第53号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、釋委員さんに調査内容の報告をお願いします。

釋委員

報告第53号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の北東約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]

[]を建築するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側、東側は[]、西側、南側は[]となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は西側、南側の水路へ放流することから、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第12、報告第54号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第54号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は23ページからでございます。

届出地は、外院[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]

[]氏です。

譲渡人は、[]氏、転用目的は、[]となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年10月28日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第54号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、森田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

森田委員

報告第54号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]の南西約[]メートルに位置する農地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]が、[]

を整備するため所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東側、南側は[]、北側、西側は[]となっており、雨水は自然浸透式となっており、周辺の農業経営に問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第13、報告第55号専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による使用貸借権設定届出受理を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第55号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は25ページからでございます。

届出地は、小野原西■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■ 面積は■■■平方メートルです。

被設定人は、■■■■■氏です。

設定人は、■■■■■氏、転用目的は、■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年10月16日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第55号のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、加藤委員さんに調査内容の報告を お願いします。

加藤委員

報告第55号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■の南西約■■■メートルに位置する農地です。

設定人は、■■■■■氏で、被設定人の■■■■■氏が、■■■を建築するため使用貸借権を設定するものです。

周辺につきましては、北側は■■■■■、東側は■■■■■、西側は■■■南側は■■■となっており、汚水は公共下水に接続、雨水は道路側溝へ放流することから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

それでは、ただいま報告のありました8件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第14、報告第56号農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

議 長	ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。 何か連絡事項はございますか。
事 務 局	〈農業委員会大会の報告について〉 〈農業祭について〉 〈北陸研修会について〉 〈次回日程について〉 次回、令和6年第12回農業委員会総会は、 12月18日（水） 午後1時30分から、 場所は、本館3階 委員会室で行います。 事務局からは以上です。
議 長	これをもちまして令和6年第11回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

（閉会 午後2時10分）

上記は、令和6年第11回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 稲垣 恵一

署名委員 森田 直弘

署名委員 中井 正美

